

会員について

(日本赤十字社HPより引用【<https://www.jrc.or.jp/about/staff/>】)

会員とは、日本赤十字社の目的に賛同し、支援してくださる方のことです。会員には、会費として年額 2,000 円以上のご協力をいただくことにより、個人・法人を問わず、どなたでも加入することができます。

なお、会員には本社または支部から年 2 回程度、情報提供をいたします（情報誌の送付）。

会員には、次のような権利があります。

- ・日本赤十字社の役員及び代議員を選出し並びにこれらの者に出選されること。（ただし法人会員には被選挙権がありません。）
- ・毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。（公告をもってこれに代えることができます。）
- ・日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

Q 日本赤十字社の「会員」には誰がなれるのでしょうか。どんなメリットがありますか？

個人・法人を問わず、どなたでも会員になることができます。会員限定サービスのような特典はございません。会員への加入、あるいは会員でなくても寄付金のご協力を通じた赤十字活動への参加を、社会貢献や奉仕活動のひとつとしてお考えいただければ幸いです。

Q 寄付をする/会費を納めると、税金の控除はありますか？

はい。日本赤十字社に対して一定額以上の寄付（会費、寄付金）をいただいた場合は、次のとおり税金控除の対象となります。

個人：所得税、地方税（個人住民税）、相続税 ／ 法人：法人税

Q 会費は毎年納めなければいけないのですか？

赤十字の事業は、継続的に行うことが必要な事業であるため、皆さまからの継続的なご支援（会費）によって支えられています。会員への加入や退会は、ご本人の自由意思によるものであり、強制的なものではありません。

Q 物資の寄付は受け付けていますか？

物資の輸送や配付には時間と費用がかかるなどロジスティクスでの課題や現地での平等な配付の課題が生じることから、原則、物資支援ではなく、金銭によるご寄付をお願いしております。お寄せいただいた寄付金により、現地で必要な物資やサービスを提供できるよう、効率的な支援に努めています。

※ 会員登録を御希望の方がいた場合、希望者の受領証（控）を地域包括ケア推進課または公民館・地区市民センターへ御提出をお願いいたします。

税控除について

税控除は寄附金額に応じて、以下の2種類があります。

①個人住民税→2,001円以上の寄附で申請可能

※日本赤十字社にて限度額があるため、適用されない場合があります。

②所得税→寄附金額にかかわらず、申請可能